

林俊夫・弁護士著　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990年6月号を読む

学園の在学契約

1. (1)わが国において、小・中学校等の一貫教育を標榜する学校法人は少なくない。
(2)しかし、その途中で、例えば、小学校から中学校へ進学する過程において、生徒が進学を拒否されたらどうだろうか。
(3)そのようなトラブルが訴訟となり、法廷でその是非が争われることがある。最近話題となった二つの事件を紹介しよう。
2. (1)学校法人S学園は、幼稚園から小・中学校と高等学校までの一貫教育を実施することを理念とし、その小学校の卒業生は、無審査でその中学校に入学できる旨の学則を設けていたが、小学校の卒業生に対し学力テスト等を行い、一定基準に達しなかった者については、中学校への進学を推薦しないと判定し、その旨を通知した。
(2)右通知を受けた生徒Aは、右推薦をしない処分が右学則に違反し、Aの在学契約上の権利と期待権を侵害したものであり、Aはそれにより精神上の苦痛を被ったとして、300万円の慰謝料請求をした。
3. (1)裁判所は、このAの請求を以下の理由で認めなかった(横浜地裁判昭63・10・14)。
(2)①私立学校には独自の校風と教育方針があるので、学則等の内部規律では建学の精神が指導理念となるが、学則はその学校における教育の実態に即して合理的に解釈すべきである。
②本件学則においても、内部進学者で学力上中学の教科に適応できない者について進学を推薦をしないとするのも、社会通念上合理性があれば学校長の裁量権の範囲内にあるといえる。
③そして、S学園におけるAに対する成績評定も著しく教育的配慮を欠いた不公正なものとはいえない。
④よって、進学を推薦をしなかった本件処分は、S学園長の教育的裁量権の範囲内にあるので、Aの請求は認められない。
4. (1)学校法人M学園は、小・中学校と高校を設置し、かねてからその一貫教育を標榜していた。
(2)特に小・中学校については一貫した独自のカリキュラムを組み、校長、教職員会議、校舎等を共通とし、小学校の生徒募集の新聞折り込みチラシに卒業生は全員中学校へ進学できる旨記載していた。
(3)Bは、M学園の小学校に入学したが、小学校から中学校への進学を拒否されたため、M学園との在学契約の存続期間が9年である旨を主張し、M学園中学校の生徒の地位にあることを仮

に定めるとの仮処分を申請した。

5. (1) 裁判所は、Bの申請を以下の理由で認めた(東京地裁八王子支部決平1・6・23)。

- ① M学園では、小・中学校のカリキュラムに一体性があり、小学校卒業生全員が中学校に進学できる旨のチラシが配布され、Bはそれを信じて小学校に入学したのであるから、M学園とBの間には小・中学校9年間の在学契約が成立しているといえる。
- ② Bには精神障害があるが、M学園はそのことを入学時から知っており、Bは中学校に復帰しても十分適応が可能であるから、M学園が右障害を理由にBとの在学契約を解約することはできない。
- ③ よって、Bの本件仮処分申請は認められる。